

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [健康福祉局](#) > [地域福祉課](#) > 社会福祉施設等の避難確保計画チェックリストについて

## 社会福祉施設等の避難確保計画チェックリストについて

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2017年8月31日

水防法・土砂災害防止法の改正に伴い、市町地域防災計画に要配慮者利用施設として定められた社会福祉施設等の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成・市町への計画の報告及び避難訓練の実施等が義務化されています。

施設が要配慮者を確実に避難させられるよう、施設による避難確保計画の自己点検に活用いただける「避難確保計画チェックリスト」を作成しています。

施設が避難確保計画の作成等をしなければならない施設（市町の地域防災計画に要配慮者利用施設として定められている施設）に該当するか、また、市町への計画の報告等について御不明な点などがあれば、施設が所在する市町へお問い合わせください。

### [避難確保計画チェックリスト](#)

(参考)

[水防法・土砂災害防止法が改正されます（パンフレット）](#)

[要配慮者利用施設の避難計画に係る参考情報のサイト](#)

## このページに関するお問い合わせ先

### [地域福祉課](#)

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

法人指導検査担当

電話：082-513-3149 Fax：082-223-3572

お問い合わせフォームはこちらから